

# 鳥取縣公報

昭和十九年三月  
第一千五百十一號

## 告

### ◆鳥取縣告示第三百三十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十九年三月二十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

#### 一 組合ノ名稱及地區

イ 名稱 鳥取縣國防綱製造組合

ロ 地區 鳥取縣一圓

#### 二 構成員タル資格

地區内ニ於テ國防綱ノ製造ヲ業ト爲ス者

## 目次

- 告 示 ..... 一頁
- 國防綱ノ協定價格認可 ..... 一頁
- 家庭用金屬類ノ修繕料指定 ..... 三頁
- 衛生綿取扱者指定變更 ..... 五頁
- 産婆名簿登録者 ..... 五頁
- 鳥取縣木工指導所傳習生募集 ..... 六頁
- 正 誤

本書ノ大キサハ國定規格A5判

19.4.10  
14火24  
曜 日

三 統制令第二條第一項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

イ 額

種別	單位	規格	製造業者 最高販賣價格	販賣業者 最高販賣價格
國防綱三子	一貫	徑五分	一〇圓六二	一二圓九六
"	"	"	一一、一七	一三、六三
"	"	"	一一、五四	一四、〇八
"	"	"	一二、七一	一五、五一
" 二子 五厘	一把	長 一〇〇 五〇〇付尺	、六九	、八四

ロ 實施ノ日

昭和十九年三月二十一日

四 認可ニ附シタル條件

- イ 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- ロ 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第百三十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル家庭用金屬類ノ修繕料金左ノ通指定ス

昭和十八年六月鳥取縣告示三百三十七號(家庭用金屬類ノ修繕料金認可ノ件)ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年三月二十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

家庭用金屬類最高修繕料金

一 亞鉛引鐵板製品切替修繕料(單位修繕箇所一箇所) 番號 寸法(修繕箇所直徑又ハ長サ) 最高修繕料

- 1. 二分 未滿 ○圓〇五
- 2. 二分以上五分未滿 ○、一〇
- 3. 五分以上二寸未滿 ○、二五
- 4. 二寸以上四寸未滿 ○、三五
- 5. 四寸以上六寸未滿 ○、五〇
- 6. 六寸以上七寸未滿 ○、六〇
- 7. 七寸以上八寸未滿 ○、七五

イ 右修繕料ハ亞鉛引鐵板ヲ材料トシテ(6、7ニ付テハ底及バンドノ取替ヲ含ム)修繕シタルモノトス

ロ 修繕箇所ノ寸法八寸以上ノモノハ一寸増ス毎二十五錢ヲ加算スルコトヲ得

二 アルミニウム製品修繕料(單位修繕箇所一箇所) 番號 寸法(修繕箇所ノ直徑又ハ長サ) 最高修繕料

- 1. 三分 未滿 ○圓一〇
  - 2. 三分以上五分未滿 ○、一五
  - 3. 五分以上二寸未滿 ○、二五
  - 4. 二寸以上三寸未滿 ○、三五
  - 5. 三寸以上四寸未滿 ○、五五
  - 6. 四寸以上五寸未滿 ○、六五
  - 7. 五寸以上七寸未滿 一、〇〇
- イ 右修繕料ハ亞鉛引鐵板又ハアルミニウム板ヲ材料トシテ修繕シタルモノトス
- ロ 修繕箇所ノ寸法七寸以上ノモノハ一寸増ス毎二十五錢ヲ加算スルコトヲ得
- 三 琺瑯鐵器製品修繕料(單位修繕箇所一箇所)

番號 寸法(修繕箇所ノ直徑又ハ長サ) 最高修繕料

1. 五分 未滿 ○圓一〇

2. 五分以上二寸未滿 ○、二〇

3. 二寸以上四寸未滿 ○、三五

4. 四寸以上七寸未滿 ○、六〇

イ 右修繕料ハ亞鉛引鐵板ヲ材料トシテ修繕シタルモノトス

ロ 修繕箇所ノ寸法七寸以上ノモノハ一寸増ス毎ニ十錢ヲ加算スルコトヲ得

錢ヲ加算スルコトヲ得

四 アルミニウム鑄物製品修繕料

(單位修繕箇所一箇所)

番號 寸法(修繕箇所ノ直徑又ハ長サ) 最高修繕料

1. 五分 未滿 ○圓三〇

2. 五分以上二寸未滿 ○、五〇

3. 二寸以上五寸未滿 一、二〇

イ 右修繕料ハアルミニウムヲ材料トシテ修繕シタルモノトス

ロ 修繕箇所ノ寸法五寸以上ノモノハ一寸増ス毎ニ二

十錢ヲ加算スルコトヲ得

五 鑄物鐵製品修繕料(單位修繕箇所一箇所)

番號 寸法(修繕箇所ノ直徑又ハ長サ) 最高修繕料

1. 一寸 未滿 一圓〇〇

イ 右修繕料ハ鐵又ハ眞鍮ヲ材料トシテ修繕シタルモノトス

ロ 修繕箇所ノ寸法一寸以上ノモノハ一寸増ス毎ニ三十錢ヲ加算スルコトヲ得

ハ 右修繕料ハ直徑一尺五寸未滿ノ鑄物鐵製品ノ修繕ヲナシタルモノトス

2. 一寸 未滿 一、三〇

イ 右修繕料ハ鐵又ハ眞鍮ヲ材料トシテ修繕シタルモノトス

ロ 修繕箇所ノ寸法一寸以上ノモノハ一寸増ス毎ニ四十錢ヲ加算スルコトヲ得

ハ 右修繕料ハ直徑一尺五寸以上ノ鑄物鐵製品ノ修繕ヲナシタルモノトス

六 本表ニ掲グル修繕料ハ材料代ヲ含ミタル額トス

七 修繕箇所同時ニ二箇所以上ニ及ビタル場合ハ一修繕

箇所以外ノ修繕料ハ夫々本表修繕料ノ三割引トス

八 本表イニ掲グル材料以外ノモノヲ以テ修繕シタル

場合ハ本表修繕料ノ半額トス

◆鳥取縣告示第百三十三號

昭和十六年一月鳥取縣告示第三十號衛生綿取扱者指定ノ件  
中左ノ通變更セリ

昭和十九年三月二十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

指定取消者 日野郡二部村大字二部六二七番地

大 飯 定 知

新指定者 日野郡二部村大字二部六四七番地

影 山 清

◆鳥取縣告示第百三十四號

產婆名簿登錄訂正者左ノ如シ

昭和十九年三月二十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

前住所共 鳥取縣西伯郡御來屋町七百八拾壹番地

前開業地 鳥取縣西伯郡所子村大字末吉五百四拾壹

番地

昭和十九年二月十日附住所並開業地

變更ニ依リ產婆名簿登錄事項訂正方

出願ニ對シ同年三月一日訂正

船 田 孝

鳥取縣告示第百三十五號

昭和十九年四月鳥取縣木工指導所ニ入所セシムベキ傳習生  
左ノ要項ニ依リ募集ス

昭和十九年三月二十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

正 誤

昭和十九年三月三日附鳥取縣公報中左ノ通正誤ス

一頁下段 最終行中「付スベシ」ノ次ニ「但シ」ヲ入ル

三頁上段 第三行ヲ「在リテハ五年」迄トシ、以下第四

行「超ユルコトヲ得ズ」迄ヲ次行トシテ頭ヲ「三」

ニ揃フ

四頁下段 第一行ヲ一字上ゲテ頭ヲ「四」ニ揃フ

五頁下段 第九行「之ヲ賣却」ノ次ニ「、」ヲ入ル

六頁上段 第一行及第三行、八頁下段第九行、一〇頁上

段 最終行ノ「三月」ヲ「三

八月下段 第七行及第八行ノ「九月」ヲ「九

- 一 募集人員 木工科 若干名
- 一 入所資格 國民學校高等科卒業者又ハ之下同  
等以上ノ學力ヲ有スルモノ
- 一 傳習期間 昭和十九年四月一日ヨリ昭和十九  
年六月三十日マデ
- 一 願書受付期限 昭和十九年三月二十一日ヨリ昭和  
十九年三月三十日マデ
- 一 考查期日 昭和十九年三月三十一日
- 一 考查場所 鳥取市西町三七三

鳥取縣木工指導所

備考 入所案内希望者ハ鳥取縣木工指導所宛四錢切手

添付申出ツベシ

昭和十九年三月二十一日印刷  
昭和十九年三月二十一日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市堀川町  
印刷所 鳥取縣鳥取市堀川町